東京電力エナジーパートナー株式会社　御中

**秘密保持誓約書**

○○○（以下「当社」という。）は，当社が小売電気事業の用に供する電気に常時生ずる不足電力の補給を行うことを目的とした2026年度における電力の受給（以下「2026年度電力受給」という。）について協議を行う目的（以下「本目的」という。）で，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「貴社」という。）が当社に対して開示する秘密情報の管理，使用および秘密保持等につき，この秘密保持誓約書（以下「本誓約書」という。）に定める事項を確認し，これを遵守することを誓約する。

第１条（秘密情報）

1. 本誓約書において「秘密情報」とは，本誓約書の差入れの前後にかかわらず，本目的に関連して，貴社から，直接か間接的かを問わず，かつ，書面，電磁的方法，口頭その他方法を問わず，当社に対して開示されたまたは当社が知り得た一切の情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当することを当社が証明することができる情報は，秘密情報に含まれない。
3. 貴社による開示の時点で当社が既に保有していた情報
4. 貴社による開示の時点で既に公知となっていた情報
5. 貴社による開示後に当社の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
6. 正当な権限を有する第三者から，当社が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第２条（秘密保持）

1. 当社は，秘密情報を厳に秘密として保持するものとし，貴社が事前に書面により承諾した場合を除き，秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩し，または本目的以外の目的のために利用しない。
2. 前項の規定にかかわらず，当社は，本目的に関連して秘密情報の開示を受ける必要のある次の各号に掲げる者に対して，合理的に必要な範囲の情報の限度において，秘密情報を開示することができる。なお,（３）の「関係会社」とは,当社に関し,当社が直接若しくは間接に支配する法人,当社を直接若しくは間接に支配する法人,又は当社と直接若しくは間接に共通の支配下にある法人をいう。この目的において,法人の「支配」とは,当該法人の議決権の過半数を保有することをいう。
3. 当社の役員および従業員
4. 当社の弁護士，公認会計士，税理士，司法書士
5. 当社の関係会社および金融機関
6. 当社の2026年度電力受給に係る業務の委託先（再委託先を含む）および当該業務委託に係る業務支援実施者
7. 前項に基づき秘密情報を開示する場合には，当社は，当該秘密情報の開示先に対し，開示する秘密情報に関して本誓約書上貴社に対して負っている義務と同等の秘密保持義務を課し（法令上の秘密保持義務を負う専門家についてはこの限りでない。），当該秘密情報の開示先をしてかかる義務（法令上の秘密保持義務を負う専門家については法令上の義務）を遵守させるとともに，当該開示先による秘密情報の開示または使用については当社の行為と同様に貴社に対して直接責任を負う。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず，当社は，法令に基づき開示が義務づけられている

場合，または，法令に基づき，裁判所，行政機関その他の公的機関から，秘密情報の開示を

要請された場合には，貴社に事前に通知を行い，開示について貴社の指示に従うものとする。

第３条（秘密情報の管理および使用）

1. 当社は，善良なる管理者としての注意義務をもって，秘密情報を取り扱う。
2. 当社は，秘密情報をその他の情報と明確に区別し，第２条第２項各号に掲げる者以外の者が秘密情報にアクセスすることを防止するために必要な措置を講じ，その他秘密情報の漏洩を防止するために十分な体制を維持する。
3. 貴社は，当社における秘密情報の管理体制その他本誓約書上の義務の履行状況について，当社に対し照会または資料の提出を求めることができ，かかる照会等がなされた場合，当社は速やかにこれに対応する。
4. 当社は，秘密情報の漏洩またはそのおそれが発生した場合，速やかに貴社に当該事実を通知するとともに，貴社の指示に従い，速やかに当該漏洩の是正もしくは防止，または当該漏洩に基づく損害を最小化するために必要な一切の措置を講じる。かかる措置に要した費用は，当社の負担とする。

第４条（秘密情報の複製・複写）

1. 当社は，貴社が事前に書面による承諾をした場合を除き,秘密情報について複製，複写，翻訳または翻案等を行わない。
2. 当社が，前項の貴社の書面による承諾を取得のうえ複製等を行ったことにより生じた情報は，本誓約書上の秘密情報であるものとみなす。

第５条（秘密情報の返還・破棄）

1. 当社は，本誓約書の有効期間が終了した場合または貴社から要求があった場合には，貴社の指示に従い速やかに，秘密情報を含む有形物を貴社に対して返還または破棄し，かつ電子的またはその他の無形的形態で保持されている秘密情報を消去する。
2. 当社は，前項に基づく秘密情報の返還および破棄等を完了した場合，前項に基づく義務の履行を完了した事実を証する，当社の適切な権限を有する者が記名押印した書面を速やかに貴社に対して交付する。

第６条（情報の正確性の不保証）

貴社は，当社に対して，秘密情報を現状のまま提供するものであり，当該秘密情報の正確性または完全性に関して何ら保証するものではない。また，本誓約書は，貴社に対し，秘密情報を開示する義務を負わせるものではなく，かつ，本目的について交渉，契約の締結または遂行する義務を負わせるものでもない。

第７条（秘密情報に関する権利）

貴社が本誓約書に基づき秘密情報を開示した場合であっても，本誓約書において明示的に認められるものを除き，当該秘密情報に関する特許権，実用新案権，著作権，商標権，意匠権その他の知的財産権およびその他一切の利益または権利は，当社に移転または許諾されるものではない。

第８条（損害賠償）

当社が本誓約書上の義務に違反したこと（秘密情報の開示先による秘密保持義務違反を含む。）に起因または関連して貴社に損害，損失または費用（合理的な弁護士費用を含む。）が発生した場合，当社は当該損害等を賠償する。

第９条（差止め）

貴社は，当社が本誓約書に違反し，または違反するおそれがある場合には，管轄のある裁判所においてその差止めを求め，またはその差止めを求める仮処分の申立てを行うことができる。

第10条（有効期間）

1. 本誓約書の有効期間は，本誓約書の差入日から３年間とする。
2. 本誓約書の有効期間の終了後も，第５条（秘密情報の返還・破棄）ないし第13条（誠実協議）は，なお有効に存続するものとする。

第11条（譲渡の禁止）

当社は，本誓約書上の地位または本誓約書に基づく権利もしくは義務の全部または一部を，貴社の書面による事前の承諾なしに，第三者に譲渡，移転その他の方法で承継させず，担保権の設定その他の方法により処分しない。

第12条（紛争解決）

1. 本誓約書は日本法に準拠し，日本法に従って解釈される。
2. 本誓約書に起因または関連して生じた一切の紛争については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

当社は，本誓約書に定めのない事項および本誓約書に定める事項の解釈に関して疑義が生じた場合は，誠意をもって貴社と協議の上，これを解決する。

2025年　月　日

（住　　所）

 （会 社 名）

　　（代表者名）

**【秘密保持誓約書の作成にあたっての留意事項】**

東京電力エナジーパートナー株式会社　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　**秘密保持誓約書**

○○○（以下「当社」という。）は，当社が小売電気事業の用に供する電気に常時生ずる不足電力の補給を行うことを目的とした2026年度における電力の受給（以下「2026年度電力受給」という。）について協議を行う目的（以下「本目的」という。）で，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「貴社」という。）が当社に対して開示する秘密情報の管理，使用および秘密保持等につき，この秘密保持誓約書（以下「本誓約書」という。）に定める事項を確認し，これを遵守することを誓約する。

会社名を記載ください。

第１条（秘密情報）

１　本誓約書において「秘密情報」とは，本誓約書の差入れの前後にかかわらず，本目的に関連して，貴社から，直接か間接的かを問わず，かつ，書面，電磁的方法，口頭その他方法を問わず，当社に対して開示されたまたは当社が知り得た一切の情報をいう。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当することを当社が証明することができる情報は，秘密情報に含まれない。

* 1. 貴社による開示の時点で当社が既に保有していた情報
	2. 貴社による開示の時点で既に公知となっていた情報
	3. 貴社による開示後に当社の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
	4. 正当な権限を有する第三者から，当社が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した

 情報

第２条（秘密保持）

１　当社は，秘密情報を厳に秘密として保持するものとし，貴社が事前に書面により承諾した場合を除き，秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩し，または本目的以外の目的のために利用しない。

２　前項の規定にかかわらず，当社は，本目的に関連して秘密情報の開示を受ける必要のある次の各号に掲げる者に対して，合理的に必要な範囲の情報の限度において，秘密情報を開示することができる。なお,（３）の「関係会社」とは,当社に関し,当社が直接若しくは間接に支配する法人,当社を直接若しくは間接に支配する法人,又は当社と直接若しくは間接に共通の支配下にある法人をいう。この目的において,法人の「支配」とは,当該法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(１) 当社の役員および従業員

(２）当社の弁護士，公認会計士，税理士，司法書士

(３）当社の関係会社および金融機関

(４) 当社の2026年度電力受給に係る業務の委託先（再委託先を含む）および当該業務委託

 に係る業務支援実施者

３　前項に基づき秘密情報を開示する場合には，当社は，当該秘密情報の開示先に対し，開示す

る秘密情報に関して本誓約書上貴社に対して負っている義務と同等の秘密保持義務を課し（法令上の秘密保持義務を負う専門家についてはこの限りでない。），当該秘密情報の開示先をしてかかる義務（法令上の秘密保持義務を負う専門家については法令上の義務）を遵守させるとともに，当該開示先による秘密情報の開示または使用については当社の行為と同様に貴社に対して直接責任を負う。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず，当社は，法令に基づき開示が義務づけられている場合，または，法令に基づき，裁判所，行政機関その他の公的機関から，秘密情報の開示を要請された場合には，貴社に事前に通知を行い，開示について貴社の指示に従うものとする。

第３条（秘密情報の管理および使用）

１　当社は，善良なる管理者としての注意義務をもって，秘密情報を取り扱う。

２　当社は，秘密情報をその他の情報と明確に区別し，第２条第２項各号に掲げる者以外の者が

秘密情報にアクセスすることを防止するために必要な措置を講じ，その他秘密情報の漏洩を

防止するために十分な体制を維持する。

３　貴社は，当社における秘密情報の管理体制その他本誓約書上の義務の履行状況について，当

社に対し照会または資料の提出を求めることができ，かかる照会等がなされた場合，当社は

速やかにこれに対応する。

４　当社は，秘密情報の漏洩またはそのおそれが発生した場合，速やかに貴社に当該事実を通知

するとともに，貴社の指示に従い，速やかに当該漏洩の是正もしくは防止，または当該漏洩

に基づく損害を最小化するために必要な一切の措置を講じる。かかる措置に要した費用は，

当社の負担とする。

第４条（秘密情報の複製・複写）

１　当社は，貴社が事前に書面による承諾をした場合を除き,秘密情報について複製，複写，翻訳

または翻案等を行わない。

２　当社が，前項の貴社の書面による承諾を取得のうえ複製等を行ったことにより生じた情報は，

本誓約書上の秘密情報であるものとみなす。

第５条（秘密情報の返還・破棄）

１ 当社は，本誓約書の有効期間が終了した場合または貴社から要求があった場合には，貴社の

指示に従い速やかに，秘密情報を含む有形物を貴社に対して返還または破棄し，かつ電子的

またはその他の無形的形態で保持されている秘密情報を消去する。

２　当社は，前項に基づく秘密情報の返還および破棄等を完了した場合，前項に基づく義務の履

行を完了した事実を証する，当社の適切な権限を有する者が記名押印した書面を速やかに貴

社に対して交付する。

第６条（情報の正確性の不保証）

貴社は，当社に対して，秘密情報を現状のまま提供するものであり，当該秘密情報の正確性または完全性に関して何ら保証するものではない。また，本誓約書は，貴社に対し，秘密情報を開示する義務を負わせるものではなく，かつ，本目的について交渉，契約の締結または遂行する義務を負わせるものでもない。

第７条（秘密情報に関する権利）

貴社が本誓約書に基づき秘密情報を開示した場合であっても，本誓約書において明示的に認められるものを除き，当該秘密情報に関する特許権，実用新案権，著作権，商標権，意匠権その他の知的財産権およびその他一切の利益または権利は，当社に移転または許諾されるものではない。

第８条（損害賠償）

当社が本誓約書上の義務に違反したこと（秘密情報の開示先による秘密保持義務違反を含む。）に起因または関連して貴社に損害，損失または費用（合理的な弁護士費用を含む。）が発生した場合，当社は当該損害等を賠償する。

第９条（差止め）

貴社は，当社が本誓約書に違反し，または違反するおそれがある場合には，管轄のある裁判所においてその差止めを求め，またはその差止めを求める仮処分の申立てを行うことができる。

第10条（有効期間）

１　本誓約書の有効期間は，本誓約書の差入日から３年間とする。

２　本誓約書の有効期間の終了後も，第５条（秘密情報の返還・破棄）ないし第13条（誠実協議）

は，なお有効に存続するものとする。

第11条（譲渡の禁止）

当社は，本誓約書上の地位または本誓約書に基づく権利もしくは義務の全部または一部を，貴社の書面による事前の承諾なしに，第三者に譲渡，移転その他の方法で承継させず，担保権の設定その他の方法により処分しない。

第12条（紛争解決）

１　本誓約書は日本法に準拠し，日本法に従って解釈される。

２　本誓約書に起因または関連して生じた一切の紛争については，東京地方裁判所を第一審の専

属的合意管轄裁判所とする。

第13条（誠実協議）

当社は，本誓約書に定めのない事項および本誓約書に定める事項の解釈に関して疑義が生じた場合は，誠意をもって貴社と協議の上，これを解決する。

押印日を記載ください。

2025年　月　日

住所、会社名、押印者の役職・氏名を記載の上、押印ください。

（住　　所）

 （会 社 名）株式会社

　　（代表者名）□□　　◇◇ 〇〇　印

〇押印したものをPDF化し、メールに添付の上、必要事項（※）を記載し、以下メールアドレスに送付ください。

E-MAIL: powertrader@tepco.co.jp

※必要事項：小売電気事業者名

今後の連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）、ご担当者名

秘密保持誓約書（原本）の郵送日

〇原本は以下住所まで郵送ください。

住所：〒104-0061　東京都中央区銀座８丁目１３番１号 銀座三井ビルディング10階

送付先：東京電力エナジーパートナー株式会社　運用部　電力取引グループ　常時バックアップ窓口